

地下鉄7号線延伸検討委員会運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、地下鉄7号線延伸検討委員会(以下「委員会」という。)の運営に関し必要な事項を定める。

(会議の公開)

第2条 委員会の会議は、原則として公開とする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、会議の全部又は一部を公開しないことができる。

- (1) さいたま市情報公開条例(平成13年5月1日条例第17号)第7条及び埼玉県情報公開条例(平成12年12月26日条例第77号)第10条に該当する場合
- (2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生じると認められる場合

(会議の傍聴)

第3条 委員会の会議は、委員長の許可を得たものが傍聴することができる。

- 2 委員長は、会議の秩序を保持するため必要があると認めるときは、傍聴人の入場を制限することができる。
- 3 委員長は、会議の秩序を保持するため必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命ずることができる。
- 4 前3項に定めるもののほか、傍聴に関する要領は別に定める。

(その他)

第4条 この運営要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要領は平成23年6月6日から施行し、平成24年3月31日に効力を失う。